**農地法第３条（農地を農地として売買、贈与、賃貸借を設定する等）の**

**許可基準及び申請から許可までの流れ**

農地を買いたい（売りたい）、借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方、まずは、農業委員会へご相談ください**！**

　農地の売買、贈与、貸借などは農地法第３条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許

可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

○　**農地法第３条の主な許可基準**

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

1. 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
2. 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）
3. 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
4. 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
   * 農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

○　**農地法第３条許可事務の流れ**

　・皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

　・毎月１４日（代理申請の場合は１０日）を締切日とし、その日までに申請された場合はその月の月末に開催される農業委員会で審議します。

　　申請者の方の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 申請についての相談 | ・農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。  　　お名前、当該農地の地番等が必要です。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書の記入 | ・申請内容に応じて申請書（農業委員会にあります）をご記入いただきます。  　　なお、記入に当たっては記入例に従って説明します  ・別添の必要書類一覧表をご参照ください。  　　なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。 |
| 必要書類の入手 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書提出前の再確認 | ・記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。  　・申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書の提出／受付 | ・農業委員会事務局で申請書類をお持ち下さい。  　・「申請書受付のお知らせ」をお渡ししますので  許可書の交付までの流れをご確認ください。 |

　　　農業委員会等の流れ

|  |
| --- |
| 申請書の提出／受付 |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容の審査 | ・記載内容に漏れがないか、許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。  ・農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。 |
| 農業委員会総会 |

|  |  |
| --- | --- |
| 許可書の交付 | ・印鑑をお持ちの上、農業委員会事務局までお越しください。代理受領の場合は委任状が必要です。 |